

【道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第12号）】一部抜粋

（公安委員会に提出する申請書等の経由先等）

第2条 法、令及び施行規則の規定により千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請又は届出（以下「申請等」という。）を行おうとする者（以下「申請者等」という。）は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を当該申請者等の住所地又は申請等の対象となる当該申請者等の使用に係る施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経て、公安委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 令第13条第1項第1号又は第1号の2に規定する自動車の届出
- (2) 法第59条第2項に規定する牽（けん）引の許可の申請
- (3) 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任又は解任の届出

2 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を署長を経て公安委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 法第45条の2第1項に規定する普通自動車の届出
- (2) 法第45条の2第2項に規定する高齢運転者等標章の交付の申請
- (3) 法第45条の2第3項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請
- (4) 施行規則第6条の3の5に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出

3 法第45条の2第4項の規定により高齢運転者等標章を返納しようとする者は、当該高齢運転者等標章を署長を経て公安委員会に返納しなければならない。

4 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、視力（深視力を含む。）が施行規則第23条の表の視力の項に定める基準未満であることを理由として付されるもの（以下「眼鏡等の条件」という。）を除く。）を付されている者が第4号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。

- (1) 法第89条に規定する免許の申請であつて法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に係るもの
- (2) 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出（以下「免許証の記載事項の変更届出」という。）
- (3) 法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請（以下「免許証の再交付申請」という。）
- (4) 法第101条第1項又は法第101条の2第1項に規定する免許証の更

新の申請（以下「免許証の更新申請」という。）（別表第1に掲げる警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者に係る申請にあつては、次に掲げる者の申請に限る。）

ア 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）

イ 法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者

ウ 法第101条の3第1項ただし書に規定する講習を受ける必要がないものとして政令で定める者

(5) 法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請（同項に規定する申出を含む。以下「免許の取消し申請」という。）

(6) 法第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付の申請（以下「証明書の交付申請」という。）

(7) 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出（以下「証明書の記載事項の変更届出」という。）

(8) 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請（以下「証明書の再交付申請」という。）

5 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、眼鏡等の条件を除く。）を付されている者が第3号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。

(1) 免許証の記載事項の変更届出

(2) 免許証の再交付申請

(3) 申請者等が優良運転者である場合における免許証の更新申請

(4) 免許の取消し申請

(5) 証明書の交付申請

(6) 証明書の記載事項の変更届出

(7) 証明書の再交付申請

6 第4項に定めるもののほか、申請者等が公安委員会以外の都道府県公安委員会が管轄する区域に住所地を有する優良運転者である場合にあつては、免許証の更新申請については、千葉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長又は流山運転免許センター長（以下「運転免許課長等」という。）を経て当該免許の更新申請を当該優良運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うことができる。

（選任の届出）

第9条の2 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式）又は副安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式の2）2通に、次の各号に掲

げる書面を添えて公安委員会に提出して行うものとする。

(1) 安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書（別記第5号様式の2の2）、第9条の5第2項に規定する教習修了証明書又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面、副安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書、副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書（別記第5号様式の3）又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面

(2) 住民票の写し又は法第92条第1項に規定する運転免許証の写し
(申請用写真を添付しないことができる場合)

第18条の2 法第104条の4第1項後段の規定による申出並びに施行規則第29条第1項及び第29条の2第2項に規定する申請書には、次の各号に掲げる場合を除き、申請用写真の添付を要しない。

- (1) 第2条第4項の規定により、免許証の更新申請又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出する場合
- (2) 第2条第5項の規定により、免許証の更新申請（優良運転者に係るものに限る。）又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出する場合

2 施行規則第21条第2項に規定する再交付申請書を運転免許課長等を経て公安委員会に提出する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は法第93条の2の規定による記録を毀損したときは、この限りでない。

- (1) 免許証の記載事項の変更届出をするとき。
(2) 施行規則第21条第1項各号のいずれかに該当するとき。
(運転経歴証明書の申請等)

第19条の2 証明書の交付申請、証明書の記載事項の変更届出及び証明書の再交付申請は、運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書（別記第11号様式の3）を公安委員会に提出して行うものとする。

2 証明書の交付申請をしようとする者が自ら現に受けている免許に係る免許証を提示して免許の取消し申請を行うと同時に、前項に規定する運転経歴証明書交付申請書を運転免許課長等を経て提出した場合は、当該運転経歴証明書交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。

3 第1項の運転経歴証明書再交付申請書を運転免許課長等を経て提出する場合において、施行規則第30条の13第1項第2号から第5号までに該当するときは、当該運転経歴証明書再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、この限りでない。

4 公安委員会は、第1項に規定する運転経歴証明書交付・再交付申請書

を受理したときは、運転経歴証明書を交付し、又は再交付するものとする。

【道路交通法（昭和35年法律第105号）】一部抜粋

〔免許証の記載事項の変更届出等〕

第九十四条 免許を受けた者は、第九十三条第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録）を受けなければならぬ。

- 2 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき、前条の規定による記録を毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定めるときは、その者の住所地（仮免許に係る免許証にあつては、その者の住所地又はその者が現に自動車の運転に関する教習を受けている第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

〔特定免許情報の記録等〕

第九十五条の二 免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に、その者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の区分部分（同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。）に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。

〔免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則〕

第九十五条の五

- 2 免許を現に受けている者のうち免許情報記録個人番号カードのみを有するものについての第九十四条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録）を受けなければ」とあるのは「届け出なければ」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する第一項」とする。

〔免許証等の有効期間〕

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証（第百七条の規定により読み替えて適用する第一百一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項

において同じ。) 及び第百六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。) 並びに免許情報記録(第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録(次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。)、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。) の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

備考

- 一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。
 - ロ 優良運転者更新日等(特別失効者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあっては当該効力を失つた免許に係る免許証又は免許情報記録の有効期間の末日、特別取消処分者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあっては当該取消しを受けた日。ニにおいて同じ。)までに継続して免許(仮免許を除く。ニにおいて同じ。)を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの
 - ハ 一般運転者優良運転者又は違反運転者等以外の者

[免許証等の更新の申請及び定期検査]

第一百条 免許証又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)の有効期間の更新(以下「免許証等の更新」という。)を受けようとする者は、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証等の有効期間が満了する日までの間(以下「更新期間」という。)に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書(第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあっては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票。第五項及び第一百一条の二の二第一項から第五項までにおいて同じ。)を提出しなければならない。

[更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査]

第一百条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証等の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定め

る様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない。

[更新を受けようとする者の義務]

第一百一条の三 免許証等の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第一百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第百八条の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

[免許の効力の仮停止]

第一百三条の二

4 免許情報記録個人番号カードを有する者が仮停止を受けたときは、免許情報記録個人番号カードを当該処分をした警察署長に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。

[申請による取消し]

第一百四条の四 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許の取消しを申請することができる。この場合において、その者は、第八十九条第一項及び第九十条の二第一項の規定にかかわらず、併せて、当該免許が取り消された場合には他の種類の免許（取消しに係る免許の種類ごとに政令で定める種類のものに限る。）を受けたい旨の申出をすることができる。

[運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録]

第一百五条の二 第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者（同条第三項の規定により免許を受けた者を除く。）及び前条の規定により免許が失効した者（当該免許が失効した日の前日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴証明書（当該取消しを受けた日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分（第三項において「運転経歴区分」という。）により表示する書面をいう。以下この条及び次条において同じ。）の交付を申請することができる。

3 第一項に規定する者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報（第百四条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が前条の規定により効力を失った日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、運転経歴区分により示した情報をいう。以下この条及び次

条において同じ。) をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請することができる。

- 4 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

〔免許情報記録の抹消等〕

第百六条の四 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第四項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

- 一 前条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。
- 二 第九十一条第五項、第一百三条第一項若しくは第四項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第一百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたとき。
- 三 免許情報記録の有効期間が満了したとき(第一号に該当する場合を除く。)。

【道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)】一部抜粋

〔免許証の再交付の申請〕

第二十一条 法第九十四条第二項の内閣府令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許に条件を付され、又はこれを変更されたとき。
 - 二 免許証の備考欄に法第九十三条第二項に規定する事項又は法第九十四条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。
 - 三 免許証に表示されている写真を変更しようとするとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。
- 2 法第九十四条第二項に規定する免許証の再交付の申請は、別記様式第十七条の再交付申請書を提出して行うものとする。

〔特定免許情報の記録の申請〕

第二十一条の二 法第九十五条の二第一項に規定する特定免許情報の記録の申請は、別記様式第十七条の二の特定免許情報記録申請書を提出して行うものとする。

〔免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請〕

第二十一条の九 法第九十五条の二第十一項に規定する免許証の交付の申請は、別記様式第十七条の五の運転免許証交付申請書を提出して行うものとする。

〔免許証等の更新の申請等〕

第二十九条 法第一百一条第一項の更新申請書(以下この条、第二十九条の二の二及び第二十九条の二の三の二において「更新申請書」という。)の様式は、

別記様式第十八のとおりとする。

第二十九条の二第二項 法第一百一条の二第一項に規定する更新期間前における免許証等の更新を受けようとする者（以下「特例更新申請者」という。）は、前項の様式の特例更新申請書に海外旅行又は令第三十七条の五各号に掲げる事実を証するに足りる書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に提出するとともに、現に受けている免許に係る免許証を提示し、又は現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免を確認するために必要な措置を受けなければならない。ただし、特例更新申請者のうち免許証の更新を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。

〔運転経歴証明書の記載事項の変更の届出〕

第三十条の十 運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

〔運転経歴証明書の再交付の申請〕

第三十条の十一 運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

- 一 運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき。
- 二 前条第一項の規定による届出をしたとき。
- 三 運転経歴証明書の備考欄に前条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。
- 四 運転経歴証明書に表示されている写真を変更しようとするとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。

〔運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出〕

第三十条の十五 運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者は、住所、氏名又は生年月日に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。